

## 第8章

### 飼料添加物輸入業者届

## 1 飼料添加物の輸入の開始

飼料添加物を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料添加物輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

## 2 飼料添加物輸入業者届の記載方法

飼料輸入業者届に準じて記載してください。

### (1) 輸入に係る飼料添加物の種類

- ・飼料添加物製造業者届に準じて記載してください。
- ・輸出用又は試験研究用として輸入するもの  
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

### (2) 飼料の輸入の開始年月日

- ・飼料添加物の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

### (3) 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

- ・使用する全ての原材料を飼料添加物の種類ごとにまとめて記載してください。

### (4) 飼料添加物を製造する施設の概要

- ・輸入に係る飼料添加物が製造されたものである場合、当該飼料添加物の製造する施設の概要（製造工程を含む）を資料として添付してください。

## 2 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

### (1) 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 4 飼料添加物の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

## 3 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物輸入業者事業廃止届」を提出して下さい。記載にあたっては、飼料輸入業者事業廃止届に準じてください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物輸入業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

飼料添加物輸入の2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県○〇市○〇町○〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

- 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○  
○○県○市○町○番地
- 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
  - 販売業務を行う事業場の所在地  
○○県○市○町○番地(○○支店)  
○○県○市○町○番地(○○支店)
  - 飼料添加物を保管する施設の所在地  
○○県○市○町○番地(○○倉庫)  
○○県○市○町○番地(○○倉庫)
- 輸入に係る飼料添加物の種類(輸出用又は試験研究用として輸入するものについては、その旨及びその名称)

種 類
プロピオン酸カルシウム、幼すう用プレミックス、 ○○○マイシン

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
○○○マイシン	Growth er-10

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用Bミックススーパー

- 飼料添加物の輸入の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸、水酸化カルシウム
幼すう用プレミックス	DL-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛（結晶）、米ぬか油かす、大豆油
〇〇〇マイシン	生産菌名、賦形物質、(発酵培地)